行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）	第二十六条第一項の職	第十三条第一項の職、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長	
武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）	第一条第二号	及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁	、デジタル庁及び復興庁を除く。）、内閣府、デジタル庁、復興庁

附則第七条第一項の表標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の項を次のように改める。

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）	表一の項	デジタル審議官	デジタル審議官、復興庁の事務次官
		統括官	統括官、復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）第一条第一項に規定する統括官
		第二条第一項に規定する審議官	第二条第一項に規定する審議官、復興庁組織令第二条第一項に規定する審議官
		第三条第一項に規定する参事官	第三条第一項に規定する参事官、復興庁組織令第三条第一項に規定する参事官
		、沖縄総合事務局	、沖縄総合事務局、復興局

附則第七条第一項の表特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の項から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）の項までを次のように改める。

特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）	第一条	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）	第一条第一項の表内閣総理大臣の項	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）	第四条第二項	第十三条第一項の職	第十三条第一項の職、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長

附則第七条第二項中「消費者庁」を「デジタル庁」に改める。

附則第七条第三項を次のように改める。

3　復興庁が廃止されるまでの間における幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）第二条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、同令第二条第一項第一号中「及びデジタル庁」とあるのは「、デジタル庁及び復興庁」と、同項中「十三　デジタル庁」とあるのは「十三の二　復興庁（復興局を除く。）」と、同令第十条第一項中「デジタル庁」とあるのは「デジタル庁、復興庁」とする。

（総務省組織令の一部改正）

第三十五条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とする。

第五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第一号中「及び内閣府設置法」を「、内閣府設置法」に改め、「第五条第二項」の下に「及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項」を、「各府省」の下に「及びデジタル庁」を加え、同条第二号中「各府省」の下に「及びデジタル庁」を加え、同条第四号ロ中「前条第八号」を「前条第七号」に改める。

第七条第一項第十三号中「番号利用法第七条の規定による個人番号（番号利用法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）」に改め、「をいう。第四十七条第二号において同じ。）」を削り、「番号利用法第二条第七項」を「同条第七項」に、「（同号において「個人番号カード」という。）」を「の発行、交付及び管理」に改め、同項第三十三号中「第二十号及び第二十一号」を「第二十一号及び第二十二号」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項中第三十二号を第三十三号とし、第二十四号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号中「第二十号及び第二十一号」を「第二十一号及び第二十二号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十二号を第二十三号とし、第十四号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び同法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関すること。

第七条第二項中「前項第十七号から第十九号まで及び第三十一号」を「前項第十八号から第二十号まで及び第三十二号」に改め、同条第三項中「同項第二十号及び第二十一号」を「同項第二十一号及び第二十二号」に、「同項第二十号から第二十四号まで及び第三十二号」を「同項第二十一号から第二十五号まで及び第三十三号」に、「同項第三十三号」を「同項第三十四号」に改める。

第十八条第一項中「十四人」を「十三人」に改める。

第二十条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「及び参事官一人」を削る。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　削除

第三十六条中「十人」を「八人」に、「行政情報システム企画課」を「調査法制課」に改める。

第三十八条を次のように改める。

（調査法制課の所掌事務）

第三十八条　調査法制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　行政制度一般に関する基本的事項の調査及び研究に関すること。

二　行政機関の運営に関する調査及び研究に関すること。

三　行政機関の運営に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

四　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関すること。

五　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二条第一項に規定する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。